

第4章

手形

～学習内容～

- ・ 約束手形
- ・ 為替手形
- ・ 手形の割引
- ・ 手形の裏書譲渡

為替手形がちょっと
手強いかも…？



第4章 手形

第1節 約束手形

1. 約束手形とは

約束手形とは、手形の振出人が受取人に対して一定金額の支払いを約束した証券です。

約束手形の登場人物は「振出人（支払人）」と「受取人（名宛人）」の2人です。以下それぞれの処理をみていきます。

2. 約束手形の振り出し（振出人の処理）

約束手形を振り出した場合、満期日（支払期日）にお金を支払わなければならないという義務が生じるため『支払手形』（負債）を認識します。

【例4-1】

東京商店は横浜商店より商品 300 円を仕入れ、代金は約束手形を振り出して支払った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕 入	300	支 払 手 形	300

【例4-2】

約束手形 300 円の満期日が到来したため、当座預金口座から 300 円が引き落とされた。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
支 払 手 形	300	当 座 預 金	300

3. 約束手形の受け取り（受取人の処理）

約束手形を受け取った場合、満期日（支払期日）にお金を受け取ることができるという権利が生じるため『受取手形』（資産）を認識します。

【例 4-3】

横浜商店は東京商店に商品 300 円を売上げ、代金として東京商店振り出しの約束手形を受け取った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
受取手形	300	売 上	300

【例 4-4】

約束手形 300 円の満期日が到来したため、当座預金口座に 300 円が振り込まれた。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
当座預金	300	受取手形	300

為替手形の問題では登場人物を特定することが重要なんだ。だから、登場人物の名称をしっ
かり覚えて、どの名称で出てきても対応できるようにしておいてね。



第2節 為替手形

1. 為替手形とは

「**為替手形**」とは、手形の振出人が第三者（支払人）にあてて、手形の受取人に対して一定金額を支払うよう委託した証券です。

為替手形の登場人物は「**振出人**」と「**受取人（指図人）**」と「**支払人（引受人・名宛人）**」の3人です。以下それぞれの処理をみていきます。

2. 為替手形の処理

（1）振出人の処理

まずは、為替手形の仕組みからみていきます。

仮に、東京商店には得意先である埼玉商店に対して売掛金が、仕入先である千葉商店に対して買掛金があったとします。通常であれば、埼玉商店からお金を回収し、千葉商店にお金を支払うという2つの取引を行います。

しかし、為替手形を用いればこれら2つの取引を1つの取引で済ませることができます。具体的には、埼玉商店に対して「私にお金を支払う代わりに千葉商店にお金を支払って下さい」というお願いをします。そして、埼玉商店が承諾してくれれば、その内容を記載した為替手形を千葉商店に対して振り出します。これで、東京商店は、埼玉商店からのお金の回収と、千葉商店へのお金の支払いを完了することができます。

したがって、東京商店は、為替手形を振り出した段階で、埼玉商店に対する『売掛金』と千葉商店に対する『買掛金』の消滅を認識します。

（2）受取人（指図人）の処理

為替手形を受け取った場合、満期日（支払期日）にお金を受け取ることができるという権利が生じるため『受取手形』（資産）を認識します。

(3) 支払人（引受人・名宛人）の処理

為替手形を引き受けた場合、満期日（支払期日）にお金を支払わなければならないという義務が生じるため『支払手形』（負債）を認識します。

【例4-5】

東京商店は千葉商店に対する買掛金（100円）を支払うため、得意先埼玉商店を名宛人とする為替手形を振り出し、埼玉商店の引き受けを得て、千葉商店に交付した。

埼玉商店（引受人・支払人・名宛人）				東京商店（振出人）				千葉商店（受取人・指図人）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
買掛金	100	支払手形	100	買掛金	100	売掛金	100	受取手形	100	売掛金	100

【例4-6】

【例4-5】の為替手形（100円）が満期日をむかえたため、当座預金により決済された。

埼玉商店（引受人・支払人・名宛人）				東京商店（振出人）				千葉商店（受取人・指図人）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
支払手形	100	当座預金	100	-	-	-	-	当座預金	100	受取手形	100

第3節 手形の割引

1. 手形の割引とは

「手形の割引」とは、持っている手形を支払期日（満期日）前に現金化したいとき、手形を担保にして銀行から借入れを行うことをいいます。ただし、入金される金額は割引料という手数料が差し引かれた金額となります。

2. 手形の割引の処理

会計上、手形の割引は、手形の売却として処理します。

手形の割引を行った場合、手形を売ってしまうことになるので、『受取手形』（資産）の減少として処理します。そして、入金される金額は割引料を差し引いた金額であるため、減少する『受取手形』（資産）の金額よりも受け取る金額の方が少なくなります。この差額（割引料部分）は『手形売却損』（費用）として処理します。

【例4-7】

所有する約束手形 500 円を銀行で割り引き、割引料 50 円を控除した残額が当座預金口座に入金された。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
当座預金	450	受取手形	500
手形売却損	50	-	-

第4節 手形の裏書譲渡

1. 手形の裏書譲渡とは

約束手形や為替手形を受け取った人は、これらの受取手形をそのまま支払手段として用いることができます。この場合には、手形の裏面に自分の署名捺印をして取引相手に譲渡するため、「**手形の裏書譲渡**」とといいます。

2. 手形の裏書譲渡の処理

手形を裏書譲渡した場合、持っている手形を他の人に渡すことになるため『受取手形』（資産）の減少として処理します。これに対し、手形を裏書譲渡された場合、満期日（支払期日）にお金を受け取ることができるという権利が生じるため『受取手形』（資産）を認識します。

【例4-8】

熊本商店は福岡商店より商品 500 円を仕入れ、代金は大分商店より受け取った約束手形を裏書譲渡した。

熊本商店（裏書譲渡した側）				福岡商店（裏書譲渡された側）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕入	500	受取手形	500	受取手形	500	売上	500